

得べし。

さいたずま

『袖中抄』(一ニ、さゝあたまの條)に、「故堀川源左府以淺青朽葉色稱左伊多津萬色」云々とあり。ザダ兩行音の混亂せし時代の文獻にあらざれば、その「ヅマ」なるべきは論なけれど、なほ「さい」の假名に至りては明らかならず。

さいまくる

サイマゲル

さいたずま さいまくる

鎌倉時代

一九二

『類聚名義抄 觀智院本』

私行グサイルマ。(法下、六丁、ウ)

この他に、徴證とすべき例を見當らず。按ずるに、本語は、二語によりて、構成せられたるものの如し。而して、その「さい」は、音便化せる國語なるか、或は、漢字音なるか、いづれ此の二つを出でじと思はるれば、必ず「イ」の假名なるべし。そもく本語が、ラ行下二段活用の語なることは、『枕草子』に、

物がたりなどするに、さし出で、我ひとりさいまくるもの。(春曙抄本、二、八丁、ウ)

とあるを、『活字本』には、「さいまくるもの」とあるにつきて、武藤元信が、『清少納言枕草紙考異』に、

旁註に才也。かしこたてする也とあり。さてさいまくるとある本はわろし。宸翰本に、人々世のなかものがたりするに、われにもいはぬ人のさしいでして、さいまくれいひとりていふにくしとあり。又濱松中納

言物語に、さすがなるさかしら心のきはたかう、さいまくれたるやうなる、かへりてはうたてありやとあり。されば下二段に活く詞也。(一〇頁)

と説けるを以て明らかなり。かかれば、前篇にあげたる語原説のすべてが當らざるは勿論、その他、『訂正枕草子春曙抄』(上、二二丁、ウ)に、鈴木弘恭が「差・枉・るの意なるべし」といひ、『枕草紙詳解』(櫻の巻、一三八頁)に、黒川博士の説として、「先・設・るなり」といへるも、共に誤れり。

『假名遣及假名字體沿革史料』に載せたる、平安朝上期の頃の傍訓ある『金剛般若集驗記』に、「前サキ非マ便利ク」とあり。本語とも同語にはあらざるか。さらば、「さい」は「サキ」の音便なり。さて後世、下二段に活用せる語の、古く四段に活用せる例なきにあらざれば、その「サキマクサ」とあるは、古き活用形とも見らるべく、又四段活は他動、二段活は自動にて、もと兩存せしものとしても仔細なけれど、前後の文章を闕きたるを以て、「前非便利」の意義解しがたく、或は別語にあらずやとの疑なきにあらず。大矢委員は、同語として挙げられたるやうなれど、活用形も、普通に異れば、なほ遽かに決しがたし。原書を見るの機會なかりしを遺憾とす。

さえぎる(遮)

一 サイギル

平安朝時代

一七七六

『大慈恩寺三藏法師傳』

サイキリ
邀。

鎌倉時代

一九一一

『類聚名義抄』

傲。(佛上、七丁、ウ)

徼。(佛上、二〇丁、オ)

行。(佛上、二一丁、ウ)

邀。(佛上、二四丁、オ)

透。(佛上、二四丁、ウ)

遏。(佛上、二五丁、ウ)

遮。(佛上、二九丁、ウ)

趁。(佛上、三四丁、

オ)

激。(法上、九丁、ウ)

塙。(法中、三〇丁、オ)

戍。(僧中、二〇丁、オ)

いづれも「サイギル」または「サイキル」と注せり。

一九一五

『羣書治要』

一九三八

『文鳳抄』

サイキル
傲

邀サイキルイ。(第三册、一〇、一二丁、ウ)

サイキル
遮。(同、一四丁、ウ)

一九六九

『朗詠要抄』

タトヒ、マウホンヲシテヲハシムトモ、ナンソサウライヲ、風ケイニサキイキキキラム。

二一三七

室町時代

『史記抄』

アレカ志ヲサキイキリテ。(一〇、三一丁、オ)

要トハ、要遮ノ、サキイキリヲサエテコウト云心ソ。(一〇、四九丁、ウ)

『節用集 饅頭屋本』

サイギツテ
遮而。(六六丁、オ)

『節用集 大槻本』

サイギツテ
遮而。(一二四丁、オ)

時代不明

さえぎる (遮)

『字鏡集寛元本』

塙シヨク。(一、五五丁、オ) 激ケウ。(一、六六丁、オ) 関ラン。(二、七丁、ウ) 傲ケウ。(三、五六丁、ウ) 攔ラン。(四、四
 三丁、ウ) 戍ス。(五、四三丁、ウ) 行カウ。(六、五四丁、ウ) 傲ケウ。(六、五五丁、ウ) 趨チ。
 丁、オ) 遏アツ。(七、六丁、オ) 邀クウ。(七、六丁、ウ) 透トウ。(七、七丁、ウ) 遮サ。(七、八丁、オ) 冽レツ。(七、
 九丁、オ)

いづれも「サイキル」と注せり。

『童蒙頌韻靈雲院本』

菴カマノハアシノハナサイキリ 茗ミナ 邀ニ 橋ニ。(下、二丁、オ)
 遮サイキテ 霞ミナ 花ナ 奢オコレリ。(下、四丁、オ)

二 サヘギル

鎌倉時代

『聖徳太子平氏傳雜勘文』

因テサヘキリ邀過家ニ。

室町時代

二二〇二

『沙石集』

カ、ル世ノ爲シ、眼ニサヘキリ耳ニミテレ共思イヨリテ驚心ヲトロク無シ。(五、一
八丁、オ)

二二五七

『節用集易林本』

遮サヘギル邀同。(下、二四丁、ウ)

二二五〇

『節用集天正本』

遮而サヘギツテ。(下、二二丁、オ)

二二五七

『玉塵』

ヒワノ半分サエギリヲ、ウタ心カ。(四七、五二丁、ウ)
立向テ、トヲルヲ、サエキツタソ。(五一、二八丁、オ)
楊國忠ガ女房タチ、ノカレテ風ヲサエギルト云ハ不詳ソ。(二二、三九丁、
ガ)

室町時代

三 サエギル

汗ヲサエギル衣カ。(四六、四一丁、ウ)

本語の假名は「サヘギル」なりと信じて、人も我れも疑はざる所なりき。然るに、その實例を検すれば、意外にも、平安朝鎌倉時代の文獻を通じて、「サイギル」と書せるもの多く、平安朝の編纂にして、しかも忠實に轉寫せしと見ゆる、『類聚名義抄』にも、すべて「サイギル」とのみ注したり。『史記抄』にも、「サイギル」とあるを以て考ふれば、當時なほ口に然か唱ふることの残りしを知るべし。上に擧げたる例の外、『伊呂波字類抄十卷本』(八、五六丁、ウ) 『平他字類抄續羣書類従本』(下、三一丁、ウ) 『大般若經音義』(下卷、五七帙、三丁・五八帙、二丁) 『法華音義』(下、二〇丁、オ) 『天台六十卷音義』(一、一三丁、オ・三七丁、オ。 三、三五丁、ウ。 四、一六丁、オ・二九丁、オ・二九丁、ウ) 等にも、「サイギル」とあり。

按ずるに、本語はもと、「サキキル」先切の義なるを、音便に、「サイギル」と唱へしが、轉じて「サエギル」となりしものなるべし。其の「サヘギル」と書し、或は「サエギル」とも書せるものあるは、平安朝の下期以降、ア・ハ・ワ三行の文字を混同して使用せる結果にして、其の音の、「ヘ」「エ」なるにはあらざるなり。『高野山文書』(六、四八七頁、阿氏

河庄上村百姓等言上狀。建治元年(一八七〇)に、

メコトモヲヲイコメ、ミ、ヲキリ、ハナヲソキ、カミヲキリテ、ナワホタシヲ
ウチテ、サエナマント候ウテ。

とあるを見れば、一九七四年の文獻に、「サヘキリ」とあるが、「サイギリ」の轉せるものにして、「サエギリ」なりとせんこと仔細なかるべし。果して管見の如くならば、「サヘギル」ト書せんば、誤も甚しといふべきなり。

さくじる

實例、いまだ見當らず。

ささえ (竹筒)

一 ササエ

室町時代

二一六八

『倭漢朗詠集私注』

サ、エ
筒

二 ササヘ

室町時代

二二五七

『節用集易林本』

サ、ヘ
竹筒。(下、二三丁、カ)

徴證に値すべきものなし。前篇にあげたる如く、寺島良安・物集高見は、『倭名抄』なる「捲」と同物とし、その訓「佐須江」の轉とせり。『倭名抄』を按ずるに、卷の十六、木

器類に、「捲 陸詞切韻云、捲音與拳同、漢語抄云、佐須江、器似斗、屈木爲之。考聲切韻云、盃類也」とあり。而して、新井白石は、『東雅』に、「サスハ挿也、エは柄也。屈木爲之」といふは、今俗にマゲモノといふ物にして湯桶などいふものの類也」といひ、狩谷望之は、『箋注倭名類聚抄』に、「依云似斗則非湯桶之類、疑當今俗柄杓之類」といひ、又白石は、その「盃類也」とあるによりて、酒器となし、今も東國の民間には、これを用ゐるよしを云へれど、掖齋は、「按孟子禮記皆云杯捲、則知捲亦杯類、杯亦古以盛羹、非如後世獨盛酒也」といへり。されば、「捲」即ち「サスエ」はその製作用途、ともに未だ明らかならざる器なり。従つて竹筒の「ささえ」を以て、其の轉とせむこと穩かならず。「ささえ」は、その名稱の明らかに見えたるは、室町時代にして、其の製、竹の筒にて作り、酒を入れて携帯に便せるものなれば、思ふに、「捲」とは、名實ともに何の關係もなき、別のものなるべし。

さわす(酥)

一 サワス

室町時代

『節用集天正本』

木淡^{コザワシ}柿。(下、一〇丁、ウ)

『節用集大槻本』

木淡^{コザワシ}。(一〇六丁、オ)

二 サハス

室町時代

『節用集饅頭屋本』

木淡^{キザハン}。(六八丁、オ)

『節用集易林本』

木淡^{ザハシ} 水豆淡^{コザハシ}。(下、一〇丁、ウ)

淡柿^{サハシガキ}。(下、二二丁、オ)

按ずるに、『伊呂波字類抄十卷本』(八、一五丁、ウ)に、「淡^{アハシ}柿」と見え、『高野山文書』(八、四三〇頁、四郷以下公方役書上。應永廿九年)に、「淡柿一荷」とありて、その下、四三七頁の同文に、「大野へあわせかき持てまいり候」とあり。「あわせかきは、あわしかきの轉訛なるべし。『定頼集』にも、「あわしがきを、歌に讀み入れたること、前篇、小野務の説に見えたり。なほ『野府記』に、

資高云、民部卿齊信卿昨今頻着直衣參中宮御坊、亦献淡柿備供御。(長元四

年九月廿九日の條)

とあるも、「アハシガキ」とよむべきなり。「アハシ柿」はその濫味を去りて淡くしたる意の名なるべし。かくて、上の實例を検するに、すべて「さわす」に「淡」の字を書せり。思ふに、これ正字にて、「さわす」は、「アハス」より出でたる語ならんか。「アハス」が、如何にして「さわす」の語を生み出ししかといふに、「アハス」が、「木」と熟しては、「コアハシ」にして、當時の發音「コアワシ」なるべきを、中間にある「アワ」の發音の困難な

るより、自然終尾の音に化せられて、「ア」の「サ」となり、「コサワシ」と唱ふるに至れるが、後に獨立せる一語となりて、「サワス」「サワシ柿」など稱するにも至れるにはあ
らじか。さらば、その原音的假名は「ハ」ならざるべからず。

さわやか(爽)

一 サハヤカ

鎌倉時代

一九二一

『類聚名義抄 観智院本』

爽 サハヤカ (佛下末、一八丁、オ)

廉 サハヤカ (法下、五三丁、オ)

徹 サハヤカ (僧中、三〇丁、ウ)

一九二二

『白氏文集』

心骨爽。
サハヤカ

一九七四

『聖徳太子平氏傳雜勘文』

二二五〇

室町時代

風儀性閑爽サウ。サハヤカナリ

『太子傳玉林抄』

閑ミヤヒカニ爽サハヤカニ

二二五七

『節用集易林本』

爽サハヤカ（下、二四丁、ウ）

『節用集大槻本』

爽サハヤカナリ（一、二三丁、ウ）

時代不明

『字鏡集寛元本』

爽シヤウカナリサハヤ（六、四九丁、ウ）

廉レンカナリサハヤ（七、三七丁、ウ）

徹テツヤカサハ（六、五五丁、オ）

『伊呂波字類抄十卷本』

爽サハヤカナリサハヤ（八、五六丁、ウ）

二 サハヤカ・サワヤカ

鎌倉時代下期以前

『日本書紀私記』

師説左波也加爾也。言蘿菔之根嚙時左和也加奈利。(釋日本紀、國史大系本 八八五頁)

三 サワヤカ

室町時代

『玉塵』

五十篇ノ策文ノコトハ、明ニクモリモナクメ、カツ又、文章カキレイニサワヤカナソ。(二五、四五丁、ウ)

按ずるに、『日本書紀』仁徳天皇の御製に、

菟藝泥赴椰摩之呂謎能許久波茂知于智辭於朋泥佐和佐和珥儼餓伊弊劑
虚曾于知和多須耶餓波曳儼須企以利摩韋區例。(古事記おなじ)

とある「佐和佐和珥」を、古來清潔の意と解せり。果して然らば、清潔の意の「さわさわ」と「さわやか」とは、もと同語なるべければ、本語の假名の「ワ」なるべきこと論なからん。謹みて御製を按ずるに、天皇、皇后の嫉妬を煩はしく思召し給ひて、筒城宮に還りましし際、詠みませるにて、初の四句は、所謂序詞なり。その大意は、騒しく言ひ賜へば、かく還り來つるものと詔へるなり。かくて、序詞との關係は、『古事記傳』に、

佐和佐和爾は、上よりの續きの意は、清々サワヤカにて、清潔なるを云。大根は、色も味も、甚イト清潔なる物なればなり。書紀、私記にも、蘿蕪之根嚙カム時、左和也、加奈利と云り。和と夜ヤと通ひて、佐和々々サワワワは、佐夜佐夜と同じ。さて其を喧擾サワガクの意にとりて、よませたまへるなり。喧擾サワガクしきさまを、佐和々々サワワワといへる例は、上卷に、口大之尾翼鱸、佐和々々サワワワ邇ヒキヨセ控依騰而アゲテとあり。大后の嫉妬して、喧擾サワガクしく詔ふよしなり。

といへり。又の御製の句に、「菟ツ藝ギ泥ネ赴フ夜ヤ莽マシ之シ呂ロ謎メ能ノ許コ玖ク波ハ茂モ知チ于ウ智チ辭シ於オ朋ホ泥ネ泥ネ士ジ漏ロ能ノ辭シ漏ロ多タ娜ダ武ム枳キ」とありて、山城女の堀りし、大根の白き意を詠ませ給へるを参照するに、この序詞は、宣長の説の如く、清潔サワヤカの義なること疑なかるべし。さて

其を、同音異義の喧擾ウラハに言ひ懸けて、關係を結びたるは、「あづさ弓、春」「玉櫛笥、二人」などいふ枕詞の例に同じ。前篇にも擧げたる如く、契沖はこの佐和佐和珥を解して、

サワ／＼はサワギサワギなり。俗にも胸のさわぐにも、物の音にも常に云ふ事なり。木鋏にて畠を打音によせて、磐之媛のふづくみいかりたまひて、さわがしきをかくはよませたまへるなり。

といへり。されど、『古事記傳』に、

契沖此私記の説をおぼつかなしと云て、木鋏コクにて畠を打音ウによせたりと云るは、いみじき非ヒガコトなり。若然らば、大根打チさわ／＼になどこそ云べけれ。打し大根とは、いかでか云む。また鋏チ以て、土を打音ウはいかばかりかあらむ。さわ／＼と云ばかりの音あらめや。

といへるは、言はれたる論なり。

されば、『類聚名義抄』をはじめ、幾多の文獻に、「サハヤカ」とあるに拘らず、「ワ」と書するを以て、原音に適せる假名なりと信ずるものなり。

さわら(鱈)

一 サハラ

鎌倉時代

『類聚名義抄觀智院本』

鱈サハラ。(僧下、七丁、ウ)

室町時代

『節用集饅頭屋本』

鱈^{サハラ}。(六五丁、オ)

時代不明

『字鏡集寛元本』

鱈^{サハラ}。(三、三二丁、ウ)

『伊呂波字類抄十卷本』

鱈^{サハラ}。(八、四七丁、オ)

さわら(鱈)

二 サワラ

室町時代

二二五〇

『節用集天正本』

鱈サワラ 鱈サワラ 鱈サワラ
(下、二一丁、オ)

『節用集大槻本』

鱈サワラ
(二二丁、オ)

以上の實例に據れば、「ハ」の假名を古しとなす。一名を「さごし」といふのみならず。『字鏡集寛元本』(セ、五二丁、オ)に、「𪗇エウ要同サハラ」とありて、腰を、古言に「サハラ」ともいへば、「狭腹」の意なりとの説は、臆断にもあらざるべし。

さあらか

按ずるに、『色葉字類抄』(八、五八丁、ウ)に、「正サハラカナ」『遊仙窟慶安本』(三七丁、ウ)に、「見ハ今サハラカニ正ハムツマシ意キヒシ密」とあるのみならず、『玉塵』(四八、八丁、オ)に、「吾所の兒チヤヤホトニ、キタナゲニナイサワラトシタ心カ」ともあれば、「清整」の意の語。上に出でたる「サワヤカ」と、その源を一にせるが如し。『枕草子』に、「髪のうるはしきがすそさわらかに」とあるも、垂髪の末の亂雑ならずして、清爽の感あるをいへるなり。されば「ワ」の假名とすべし。從來の説は、本語の意義を誤れりといふべし。

しいし (籛)

『字鏡集寛元本』(二、五二丁、オ)に、「簇ツク小竹シヒシ」『伊呂波字類抄十卷本』(九、五三丁、オ)に、「簇

シキシ、張衣具也 『節用集大槻本』(一四一丁、ウ)に、「シイシ簾絹張」と見えたり。後には略して「シシ」ともいへるにや。『節用集饅頭屋本』(七七丁、ウ)には、「シシ簾」とあり。されど、いづれも證とするに足らず。按ずるに、『倭名抄』に、

又、六韜云、初牙反又反 兩岐鐵柄長六尺。文選、又讀比簾比今按、簾即鏃字也。(一三、

征戰具)

簾、纂要云、虎郭反、漢語抄云比之以鐵施棹頭、因以取魚也。(一五、漁釣具)

とありて、「又簾」「簾」等を、「比之」と訓せり。かくて、『箋注倭名類聚抄』(又の條の注)に、「ヒシ」の意義を解して、「比之、與漁釣具簾、果齧類菱、皆同訓、比之、盖有刺之名」といへり。今、「簾」の製作を見るに、細く削りたる竹の、弓の如き兩端に、針を附して、布帛を刺すに便にせり。そのさまより推すに、「又簾」「簾」「菱」等と同じく、また「ヒシ」といひつべきなり。その古く「簾」の字を訓したる、また「鏃」の義なるべし。かかれば、本語は、『字鏡集』に、「シヒシ」と注せるが原音にして、その「ヒシ」は、いはゆる「有刺之名」の意ならん。但し、首めの「シ」の語の意義に至りては、いまだ考ふる所なし。

しいる

『字鏡集寛元本』(四、二七丁、ウ)に、

瞎カッシヒレヌ、カタメシヒレヌ、シヒタリ(四、二七丁、ウ)

とあると、『三寶繪』に、

忽ニヲモキ病ヲウケテ、二ノ耳トモニシヒ、惡瘡身ニイテ、。(中、二五丁、オ)

『平家物語延慶本』に、

ヤカテ俣野ヲ引ヲコシテ、手ヤ負タルト問ケレハ、頸コソスコシシヒテ覺
レト云ヲ。(二末、六〇丁、ウ)

とあるを併せ考ふるに、「シヒル」「シフ」は、同語にして、感覺を失ふ意なること明らかなり。「しびる」(痺)といふ語も、本清音にして同語なるべし。また「しひなせ」(糞)「しひね」(瘡)の「シヒ」も同じきなるべし。かくて、『榮花物語』に、「水、つきもせず出できて、御腹たしひれにしひれて」とあるも、腹の縮小し、皺みて、その感覺を失へるが如き状態をいへるにて、同語なること固よりなり。さて、「目しい」「耳しい」等の假

名、『新撰字鏡』『倭名抄』によりて、「ヒ」なるべきこと明らかならば、同語の「しいる」の假名の「ヒ」なること云ふまでもなし。

しおさいふぐ(河豚の類)

『萬葉集』に、

潮左爲二五十等兒乃島邊撈船荷妹乘良六鹿荒島回乎。(一、二〇丁、ウ)

鹽左爲能浪乎恐美。(三、三九丁、ウ)

牛窓之浪乃鹽左猪島響。(一、一、三六丁、オ)

之保非奈波麻多母和禮許牟伊射遊賀武於伎都志保佐爲多可久多知伎奴。
(二五、二八丁、ウ)

などあり。この「シホサキ」の語原は、諸説ありて明らかならざれど、その用例を按ずるに、浪高く音たてて、潮の満ち來ること、及びその場合をいふ語なり。さて、「し

おさいふぐは、潮のさしくる際、多く獵具にかかるものなり。されば、「シホサキ」と名に負へるにて、「キ」の假名とすべし。「潮先河豚」の音便かといふ説もあれど、「潮先」は、『萬代集』(雜のこ)に、

風わたる浦のみなとの汐さき浪のりこえて鷗なくなり。

とある如く、海岸にさしくる潮の鼻先をいふ語なれば、河豚の名に冠せんこと、無意義なるが如し。畢竟、「しおさいふぐ」は、近俗の語なりと思はるるに、「シホサキ」は、奈良朝時代の古語なるより、斯る異説の生じたるなるべし。されど、現に、伊勢地方にては、今も潮のさし來るを「しおさい」とのみいへば、千有餘年の生命を保てる語にてあるなり。

しおしお (悄々)

『萬葉集』に、

阿之可伎能久麻刀爾多知豆和藝毛古我蘇豆毛志保々爾奈伎志曾母波由
アシガキクノクマドニタチテワギモコガソゾモシホホニナキシゾモハユ
 (二〇、二四丁、オ)

とあり。「志保保爾」は、「シトシトニ」を「シトトニ」、「ツラツラニ」を「ツララニ」、「トヲト
 ヲニ」を「トヲヲニ」、「シヌシヌニ」を「シヌヌニ」、「ニフニフニ」を「ニフフニ」などいふに同
 じく、「志保志保爾」の略語なれば、涙に、袖などの濡るる状態をいふ語の「しおく」
 の假名が「ホ」なるべきは論なし。「悄悄」の意の「しおしお」については、前篇にあげた
 る如く、二説ありて、一は、涙に濡るる状態をあらはす「シホシホ」と同語とし、二は、「萎
 レく」の省略とせるが如し。按ずるに、『萬葉集』に、

淡海乃海夕浪千鳥汝鳴者情毛思努爾古所念。(三、一八丁、ウ)
アラミノウミヨラナミチドリナガナケバコロモシヌニイニシヘオモホユ

海原之奥津繩乘打靡心裳四怒爾所念鴨。(一、四一丁、オ)
ウチハラノオキツナハノリウチナヒキコ、ロモシヌニオモホユルカモ

などある「シヌニ」は、心意の状態なるに、『同書』に、

朝霧爾之怒怒爾所沾而喚子鳥三船山從喧渡所見。(一〇、七丁、オ)
アサギリニシヌヌニヌレテワコドリミフネノヤマヨナキワタルミユ

とあるはしからず。されば、「シヌニ」といふ副詞は、その意義廣くして、物の萎靡せ
 る状態をあらはせる語なることを知るべし。さて、「しおしお」といふ語の意義用
 法を検するに、身心の萎靡振はざる状態にも、涙に衣袂の濡れて、萎れたる状態に

鎌倉時代

一 シホシホ・シヲシヲ

も用ゐるさま、彼の「シヌニ」といふ語と相似たり。されば「シホシホ」といふ副詞、また濡れそぼる状にのみいふ語にあらずして、身心の状態にもいふべき意の語なるべし。此を、一は「シボシボ」と濁りて「シボル」などいふ語と同語となして、濡れそぼる状にいふ語なりとし、一は「シヲ」にて、「萎萎」の義なりとし、全く別語とするは、やや臆断に傾けりといふべきなり。實例を次に擧ぐ。

『平家物語延慶本』

御直衣モシホトシテ、渡ラセ給ケリ。(一本、五〇丁、ウ)

髪ヨリ始テシヲトシテ、僅ニ息、バカリ、チト通給ケレトモ。(五本、八九

丁、オ)

馬、ナキサニヲヨキ上テ、シヲトシテ、畜生ナレトモ、年來ノヨシミ忘レ

カタクヤ思ケム。(五本、七〇丁、ウ)

女院ハ取上ラレサセ給テシヲトシテ渡セ給ケルヲ。(六本、三六丁、ウ)

二 シホシホ

室町時代

IIIIOII

ヤ衰エテ
原本のま
ま。

『沙石集』

シホくトヤ衰エテ、物思スカタニナラセ給フ。(一、一五丁、オ)

しおらし(柔順)

實例いまだ見當らず。按ずるに「らし」は、類似推量の意をあらはすいはゆる接尾語、而して名詞に接して用言の資格を與ふる語なれば、『言海』の説は従ひがたし。さりとして無鹽女の記事に據らんも牽強なるべし。『字鏡集寛元本』(三、五五丁、ウ)に、「𦵑シホ」とあり。理性院本(一〇、一二丁、ウ)にも、「シホ」と注せり。「𦵑」は、『新字典』によれば、古の「瞻」の字なり。而して、「瞻」は、『説文』に、「失意視也」と注せり。この「シ

ホといふ語、その意義不明なれど、皺の意の「シホ」にて、『俚言集覽』に、「しほ、笑顔のよき事。目もとに、シホカホロくなど云。小兒の笑ふをシホの目といふ」とある。「シホ」と本必ず同語なるべし。其「假」の字に注したるより推せば、笑ふとて憂ふとて皺のよる目許をいへるにて、もと可憐なるにも愛らしきにもいふには非るか。又思ふに、「假」の字、寛元本には、「之靴反」「靴」の字、原本には「靴」とあり、恐らく誤なるべし。と注し、理性院本には、傍に「キ」と點したるが、何れも「瞻」の字の音に適せざるを思へば、或は、「假」の字、「瞻」の字として用ゐられたるに非るやも知るべからず。斯くて「シホ」の本義は、猶正確ならざるが如くなれど、『俚言集覽』記す所の「シホ」と、『字鏡集』載する所の「シホ」とは、彼此同語にて「皺」の義なるべきなり。されば、『俚言集覽』が、本語を解して、この「シホ」に、接尾語「ラシ」の添ひたるものとせるは、據ある説にして、妥當なりといふべし。果して然らば、本語の假名は、原音「シボ」の轉にて「シヲ」なるべし。『石清水文書』(三、三二四頁、上臈局侍女安田消息、貞享四年)に、「さてく、御しほらしき御事やとかんし入まいらせられ候。」「伊達家文書」(四、一二七頁、伊達綱宗書狀、元祿四年)に、「毎日我等前え出候而、中くしほら敷悦申事にて候。」などありて、何れも「ホ」の假名を用ゐたれど、「ホ」「ヲ」の文字を混用せる時代なれば證とはしがたし。

しおる(折檻)

時代不明

『眞字伊勢物語』

殿倉余籠而志保里給計禮者。(下、八丁、オ)

『字鏡集寛元本』

押カフ。(四、三九丁、ウ)

擣タウ。(四、四四丁、ウ)

回カフ押同。(一九、二八丁、ウ)

いづれも「シホル」と注せり。

按ずるに、上の實例、いづれも、ア・ハ・ウ三行の文字を混用せる時代の文獻なれば、證とすべからず。『大和物語』なる歌を證として、「ヲ」の假名なりと、濱臣はいへど、彼の歌に、折檻の意をいひかけしこと、確かならざれば、これまた據とすべからず。但し、その意義を考ふるに、契沖の説の如く、下二段活用の「シヲル」(羨)に對する、四段活用の他動詞と同語とせんが然るべきなり。

しじこらかす(病を癒し損ふ)

按ずるに、國語の常として、「シジニ」(繁)、「シジミ」(蜺)、「シジム」(縮)、「スズ」(鈴)、「スズシ」(涼)、「スズメ」(雀)、「スズリ」(硯)、「スズロニ」(漫)、「チヂム」(縮)、「ツヅク」(續)、「ツヅマル」(約)、「ツヅミ」(鼓)、「ツヅラ」(葛)、「ツヅル」(綴)、「ツヅレ」(襪襪)の類の如く、末尾もしくは中間にある、「ジ」「ズ」「チ」「ヅ」の四濁音は、いづれも、その上なる音を濁るが常にして、「ジヂ」「スヅ」「チジ」「ツヅ」などいへる例を見ず。されば、本語の假名また推して知らるべきなり。萩原廣道が「縮凝」の意なるべしといへるは、蓋し、違はざるべし。

『國語學書目解題』に載せたる、『蜺縮涼鼓集』は、「ジ」「ヂ」「ズ」「ヅ」四濁音の區別を示したるものよし。その書名より察するも、本語の類の濁音について、説くところあるべしと思はるれど、いまだ見ること能はざるを遺憾とす。

しじま(無言)

實例の徴すべきなし。語原も明らかならざれど、外來語とも思はれざれば、前條の「しじこらかす」と同例にて「ジ」の假名とすべきなり。

しずる(雪類)

重く降りつみて、しだれる枝を、雪のすべり落つる意の語なれば、『言海』に「垂シヅル」と同語とし「ヅ」の假名とせるに従ふべきが如し。「榊葉ニ木綿トリシシデテ」などいふを以て推せば、古く、垂らす意の語に「シヅ」といふ動詞のありしこと疑なし。これまた、本語がもと「垂」の意にて「シヅル」なるべき傍證となすを得ん。

じねんじよう(薯蕷)

「自然生」の音讀なるべし。「自然薯」「自然薯蕷」なるべしとの説あり。『今昔物語丹鶴叢書本』(二六、二〇丁、ホ)に「二三十町許將入テ、暫留リ給へ。此ニ暑預ノ侍ル。堀テ見セ奉ラント云ハ、兒物心細氣ニ打思テ、何ソ暑預ヲ堀ル。疾行ナント」とあるを見れば、平安朝時代には、普通に「シヨヨ」と稱へたりと思はる。されば、此の説いはれたるが如くなれど、なほ信じがたし。その故は、「自然薯」「自然薯蕷」は、人の作れる薯蕷に對したる稱なり。野生の薯蕷を區別したる名なり。されば、人の作れるを、「……薯」「……薯蕷」といひし名稱の別に存せざるべからざるなり。然るに、人の作れるをも、「山の芋」または「じねんじよう」とのみ稱して、他に名のあるを、いまだ聞かざればなり。『玉塵』(五、五八丁、ウ)に、

先種後熟トハ、一切ウエイテ熟スルトハアルマイソ。自然生^{ネンジャウ}ノモノハシラズソ。

とあり。されば、初は、汎く自然生の植物を、其の字音のままに、「ジネンジャウ」とい

ひしなり。さて、薯蕷は、その初、これを畠に作ることを知らず、野生のもののみを用ゐしより、彼の「里芋」に對し、自然生の意にて、「ジネンジャウ芋」略しては、「ジネンジャウ」と稱せしが、後には野生ならぬをも、汎く「ジネンジャウ」といふに至れるものなるべし。

じゅうのう(火斗)

「十王」の義とするは牽強なるべし。「てんわう(天皇)の「テンナウ」、「しんわう(親王)の「シンナウ」と轉ずるなどは、いはゆる連聲にして、上なる音の影響をうけたるものなり。されば、「十王」の「ジフナウ」と轉せんは、その例にも違へりといふべし。

じょう(判官)

一 ジョウ

平安朝時代

上期

『日本國現報善惡靈異記羣書類従本』

掾音、乘。反音、乘。(四四七、下、九丁、オ、奥國掾の音注)

二 ゼウ

室町時代

『石清水文書』

掾セウ秦忌寸ハタノイミキ。(二、八九頁、宇佐八幡宮彌勒寺建立緣起)

『玉塵』

京兆郡の丞セウトナツタソ。京兆一郡ノセウハ、ソコヲサバク小官カ。(八、六

丁、ウ)

二二五七

二二五一

時代不明

『字鏡集寛元本』

祐^{イフ}佑^同。(六、五一丁、オ)
セウ

この他、『浪花帖』にも、

ふんやのやすひてみかはのせうになりて。(假名卷、上、二〇丁、ウ)

とあり。されど、本語の假名は、伊能穎則によりて發見せられたる、『日本靈異記』の音注によりて、「ジヨウ」と定むべし。中古の歌文に、多く「ゾウ」といへるは、その轉音にして、「ゼウ」とよぶは、更に後の變化なり。

じよう(老翁)

ゼウ

一九六九

鎌倉時代

『平家物語延慶本』

シワカレタル老音ニテ、コレハ住吉ノ邊リニ候小允^{セウ}ニテ候カ、君ニ訴申ヘ
キ事候テ、恐ヲカヘリミス推參仕リテ候ナリ。(二本、四五丁、ウ)

室町時代

二一六八

『塵袋』

比治山、
原本のま
ま。治は
沼の誤な
るべし。

丹波郡比治山ノイタ、キニ井アリ。麻奈井ト云フ。今ハヌマトナレリ。
コノ井ニ、天女八人クタリテ水ヲアミケルニ、ゼウトウバトアリ。二人カ
名ヲ、トモニワナサトソ云ヒケル。(一、三〇丁、ウ)

二二五七

『玉塵』

祁奚ガ子ノ午ト云ヲ尉ニナイタソ。尉ハ、コ、ラニハゼウト云ソ。チツ
ト年ノ五十バカリノ男ヲゼウト云ソ。フミノウラ書ニ、左衛門尉右衛門
尉トカクワ、吾ト小年ノヨツタ思ト云心ニカクソ。(六、七二丁、ウ)

按ずるに、「ヂャウ」(丈)なりとの説は、信じがたし。そもく、ザダ兩行音が、その別

を失ひしことは、鎌倉時代の文獻に、いまだ其の例を見ざるところ。然るに、『平家物語』に、「セウ」と訓せり。されば、そのダ行音ならざることを知るべし。

思ふに、前條なる「ジヨウ」(判官)の假名遣、後世は、すべて「ゼウ」なるに、本語また「ゼウ」とあるのみならず。「尉」と書し、允の字をさへ書きたれば、四等官の「ジヨウ」と同語にはあらざるか。老翁と判官とが、何の關係あるかは、知るを得ざれど、古く、年老いたる判官即ち「ジヨウ」に扮装して、演ずる舞樂などの行はれてより、老翁を「ジヨウ」と呼ぶに至りしには非じか。然かいふ故は、『新猿樂記類從本』(一三六、九丁、オ)に、「目舞之翁體」といふがあり。目舞サクワンまた詳かならざれど、四等官の主典即ち「サクワン」と關係ある舞技の名なるべしとも思はるればなり。とにかく、鎌倉時代以來、「ゼウ」と發音せしことは、上の實例によりて明らかなりといふべし。

じよう(錠)

ジヤウ

室町時代

『高野山文書』

於板チン之料足者、箱をさしし・し・やうをさして、兩所學道之一臈二臈并沙汰
人のはんをつけて、被置之。(四、五九五頁、三所十聽衆評定事書案)

『節用集 饅頭屋本』

鎖ジヤウ。(七六丁、ウ)

『玉塵』

玉匙モ、戸ヲトヅルカキエビノ心ソ。金鑰ハ、鑰ヤケハカキナリ。イツモ、カタ
ウ、エビシヤウヲヲロノヲク心ソ。(七、一七丁、ウ)

宮門銅環ハ、門ノマガリジヤウカナニヤラ、門ノエビカギノヤウナニミ

エタカ。(三一、七一丁、ウ)

ジヤウカキヲ下チノ、カタウトザシツメタソ。(四五、二〇丁、ウ)

『節用集 大概本』

鎖ジヤウ子。(一四二丁、ウ)

二一〇五

二二五七

此の他、『河海抄國文注釋全書本』に、

上のいといたくさびにければ。(二〇三頁)

とあり。さて、「錠」の字を書することの誤なるは、先輩の既にいふ所なり。支那の

字書を検するにも、「錠」に、「鎖子の義なく、『新撰字鏡天治本』(六、三〇丁)に、「錠上定音、

又太加爾、登音、有足曰錠、无足曰錠也。」『類聚名義抄觀智院本』(僧上、六四丁、オ)に、「錠殿定二音、無足曰錠、有

フミ、カナヘ、『天台六十卷音義』(一、二九丁、オ)に、「錠イハサミ、アフなど注したれども、又

鎖子の意の注なし。『正倉院文書』(五、六〇頁、造石山寺所鐵用帳)に、「錠重十一村三兩」同

文書』(五、一八〇頁、山作所作物雜工散役帳)に、「錠一隻」とあるも、鎖子の事とは聞えず。

また鎖子に「錠」の字を用ゐることは、古きものに見えず。上に挙げたる實例の外、

『色葉字類抄』(三、六八丁、ウ)にも、「鑰カナクサリ、亦シヤ」『下學集元和本』(下、二二丁、オ)に

も、「鎖子トッル物也」とあり。その他も、すべて「鎖」「鑰」の字をのみ書したり。前篇、岡本保

孝の説の中に引きたる『宇治拾遺』の文に、「錠」とあるは、必ず誤なり。國史大系本

には、二つながら「じやう」と書せり。「錠」の字は、徳川時代になりて、宛てたる字なら

ん。その字の構造「金」に从ぶに「定」の字を以てし、鎖子の用の、閉し堅むる義に適せ

るより、その原音の「ヂャウ」なるにも拘らず、當時「ジヤウ」と唱へて、其の發音の同じ

きままに宛てたるものなるべし。されば「錠」を正字として「ヂャウ」と書するは、無稽なりといふべし。

按ずるに、『萬葉集』(一六、一五丁、オ)に、イニ アリシヒツニ サラサシテサメテシ家爾有之櫃爾鏢刺藏而師とある、鏢の字の傍訓「サラ」は「サウ」の誤なること、岡本保孝の云へるが如し。『色葉字類抄』三、六八丁、ウ・九、五三丁、オには「鏢」の字「シヤウ」と注せるに、八、五三丁、オに「鏢子サウ、亦作鏢」とあるを思ひあはすれば、鎖子を「ザウ」ともいひしこと明らかなり。かくて、「ザウ」「じょう」は同語なるべければ、本語の假名の「ジャウ」なるべきこと、推して知ることを得べし。いはんや、上にあげたる實例、すべて「ジャウ」の假名なるをや。ことに室町時代の上期にありては、ダザ兩行音の別正しく、「ウ」を伴へる拗長音の稱呼も、いまだ亂れざるに、當時の文獻「ジャウ」の假名なるは、據とすべきなり。さて、「ザウ」と「シヤウ」とは、いづれ原音なるべき。岡本保孝は「鏢」の字集に从ふ故に、「サウ」の音也と思ひ誤りたるものとし、「シヤウ」を其の轉音とせるが如し。然れども、古人が漢字に對する智識は、然か淺薄なるものとも思はれず。思ふに、平安朝時代には、漢字の拗音を、直音に轉じて呼ぶこと多し。例へば、「ズラウ」(受領)、「サウジ」(障子)、「サウジモノ」(精進物)の類なり。鎖子を「ザウ」といふ、また平安朝時代における、ある漢字

の音「ジャウ」の轉訛にして、當時一部に行はれし音にはあらざるか。「鑠」を「サウ」と訓せる『萬葉集』の傍訓が、平安朝の點なるをも思ふべし。但し、その「ジャウ」が、いかなる漢字の音なるかは、之れを知らず。假に「ザウ」を原音とせんも、「鑠」の音を思ひ誤りたるにあらずして、別に文字の存するにはあらしか。「ザウ」「ジャウ」の後、およびその正當なる漢字については、なほ考究を要すべし。

一説に、「鑠」の字音にあらずやといへり。『字鏡集寛元本』(五、五一丁、オ)を検するに、「鑠トノカキ、マキカネ、マク」とあり。古く、鎖子を「カギ」ともいひたれば、此の説、據あるが如し。されど、前にいへるごとく、古く「ザウ」といへれば、その「デフ」ならざること明らかなり。但し、鑠は「マキカネ」と注したる如く、鑠なり。鑠は、戸障子を閉し堅むるに用ゐること今も然り。これ、鑠に「トノカキ」の訓ある所以ならんか。

じょうう(白灰)

實例、いまだ見當らず。

しよらが (生薑)

シヤウガ

室町時代

『節用集 饅頭屋本』

生姜シヤウガ。(七四丁、ウ)

『玉塵』

薑牙ハ、シヤウガノハジカミノ、手ノコブシノヤウニキツタヤウナソ。(五
四、一丁、ウ)

『節用集 大槻本』

生姜シヤウガ又。(一三六丁、オ)

二二五七
ヤウニキ
ツタ、原
本のまま

しよらが (生薑)

按ずるに、谷川士清が「生姜」の音語とし、「ガ」は「姜」の吳音「カウ」の轉訛とせるに従ふべし。斯くいはば、生薑を「シャウガウ」と稱へしことありやと疑ふ人あらん。『三寶繪』(下、六〇丁、オ)に、「ホテノカハカンカウ朴皮干薑呵梨勒丸等ヲツ、メリ」とありて、「カンキヤウ」を「カ
ンカウ」と訓せり。また『玉塵』(四二、二一丁、ウ)には、

殿中御史ノ官人ヲハ、シヤウガウ生姜ト云タソ。コ、ラニ云、シヤウガハジカミノカ
ライ者ナリ。

とあり。なほ、新潟縣蒲原郡にては、今も「じようごう」と呼べりと、大矢委員の談な
り。

じようぎ(定木)

ヂヤウギ

室町時代

二二五七

『節用集饅頭屋本』

定計ヂヤウギ 定器ヂギ。(一七丁、ウ)

『節用集易林本』

定規ヂヤウギ。(上、二六丁、カ)

二二五七

『玉塵』

中年ハ五十ノ丁。人ハ百年ヲ定命ニメ云ソ。百年ハイキネモ、先定木ニメ云ソ。(三七、五丁、ウ)

イキネモ
原本のま
ま。

此の他、室町時代上期の撰と思はるる『新撰類聚往來』(中、四〇丁、カ)に、「定木ヂヤウギ」、また後のものなれど、『伊達家文書』(二、四一七頁、伊達政宗塗師繪書扶持方黒印狀。天和九年)に、

一、塗師五人繪書四人にて ぢやうぎ五百人前皿千六百毎年仕上置候
細工之通兩人之者請取其上ぢやうぎ百人前右之外に仕可上置由申。
とあり。

さて古く「じようぎ」と稱するもの、今日のと同一の器とせば「定木」の字面、正當な

じようぎ(定木)

るが如し。或は、音訓交へ用ゐるをいかかと思ひて「定規」なりとの説もあるならんか。されど、「ぢやう(定)」といふ語は、普通に用ゐられて、既に國語化せるものなり。「定詰」などともいふ語あるにあらずや。「木」「規」のいづれなるかは、假名遣問題に關係なければ、しばらく措くべし。その「じよう」が「定」なるべきは、意義の上より疑ふ所なからん。『玉塵』(八、三二丁、オ)に、

左リニハ、スミノナワ水ハカリヲモチ、右ニハキクノヂャウジヤクヲ以テ、
天下ヲタ、シウヲコナワレタソ。

とある「ヂャウジヤク」は、「定尺」なるべく、以て、本語の「じよう」が「定」なるべき傍證とすべきなり。

『玉塵』は、後世の撰なれば、或語の如きは、明らかに、ダ行音のザ行音に轉じたるあるを認む。されど、一般の語の上には、なほザダ兩行音の別明らかに存したり。況や、その文字を混用せるが如きこと絶えてなし。されば、「ヂャウジヤク」とあれど、實は「ジャウ」にして「定」の字の音にはあらざらんかとの疑は無用なるべし。

じようご (漏斗)

實例、いまだ見當らず。

しようふ (生麩)

『下學集 元和本』(下、二六丁、オ)に、ウルシニカワトリクモチ漆膠シヤウフン 糲粉 『節用集 饅頭屋本』(七六丁、ウ)に、シヤウ漿粉シヤウとあるは、同物なるべし。さて「漿粉」は、『駢字類編』に、漿粉陸游清署詩、厨人具 陸游清署詩、厨人具 『本草綱目 唐本』(一七、一四丁、ウ、穀部、麥粉の條)に、時珍曰、麥粉乃是麩麩、洗舂澄出漿粉也、今人漿衣多用之古方鮮用とありて、漢土にては、或は食用ともし、また糊として衣服につくるにも用ゐたる物なるが如し。その製法、『本草綱目』によれば、我が國の「しようふ」に同じと思はるるのみならず、『下學集』『節用集』等「漿粉」と書せるが、同物

じようご (漏斗) しようふ (生麩)

の如くなれば、その音とせんこと穩かなりといふべし。但し『居家必備』(二〇、七一丁、オ) 打碑文法の注に、

薄紙毎張摺疊定、於沸湯内蘸過、用布按去水、展開逐張趁濕貼碑上、紙邊相搭不用糊粘、使軟棕細刷拂之、微乾用小粉熟糊勻刷紙上、却使軟布磨擦墨色拂碑字、濃謂墨本淡謂蟬翼、更將黃蠟溶化澆木板上、用氈一片於蠟板擦過、却於碑紙上擦、光爲度揭下、如遇南風石潤不可打小粉、打糊背碑文、雖丈余不瓦セとありて、小粉フまた糊の一種なり。而して、上にあげたる『本草綱目』の文につづきて、

按萬表積善堂方云、烏龍膏治一切癰腫發背、無名腫毒初發焮熱未破者、取效如神、用隔年小粉、愈久者愈佳、

とあるによれば、「漿粉」「小粉」同物なるが如し。さては「小粉」の音にて、「セウフ」なりとの説、また斷然斥くべきにあらず。ただ本邦の文獻に、その字面の見えざるを以て、なほ「漿粉」の説に傾かるるなり。普通に「生麩」と書するは宛字なること勿論なり。

じょうろ (如雨露)

實例を未だ見いせず。

しわがる (噎)

一 シハガル・シワガル

鎌倉時代

一九六九

『平家物語延慶本』

誠ニオソロシケナル氣色ニテ、シハカレタル音ニテ。(二本、三八丁、ウ)
シワカレタル老音ニテ。(二本、四五丁、ウ)

じょうろ (如雨露) しわがる (噎)

二 シハガル

室町時代

三〇〇二

『沙石集』

コエハシハカレテ有リケリ。(二、九丁、オ)

按ずるに、『今昔物語丹鶴叢書本』(二七、五七丁、ウ)に、「皴枯レ小キ音ヲ以テ申サク。」とあれば、本語は「皴ミ枯ル」の合體にして、「皴」は正字にやとも思はるれど、聲の皴むといふことはいかかなれば、「皴」は借字なるべし。借字として、皴の假名は「シワ」なれば、本語また「シワ」なるかといはんには、ハ・ワ兩行音の混亂したる時代のものなれば、その原音的假名は、これに據りて證することあたはざるなり。

「シハブク」(咳嗽)の「シハ」と同語ならんとは、誰れも思ふところなり。按ずるに、「ウソヲ吹ク」を「ウソブク」といへば、「シハブク」は「シハヲ吹ク」の意にして、「シハ」は「咳」の意「しわがる」は「咳」に聲の嘎るる意にはあらざるか。谷川士清が「咳して聲の嘎るるをいふ也」といへるも、語原を解ける言なるか。その説明の明らかならざるを遺憾とす。

しわし(吝)

シワシ

室町時代

三二五七

『玉塵』

タノシイ者ハシワウテ、瓜ニ火ヲトホス者ソ。(三、六二丁、ウ)

王ガ性、シワウ、儉約ニノツ、メテ手ヲヒロゲヌソ。(四八、二八丁、オ)

齋ハヲシムトヨムソ。シワイトモヨムソ。又ヤフサカトモヨムナリ。

慳ノ心ソ。(一、四五丁、オ)

徴證とするに足るべき實例を見出でず。前篇にあげたるが如く、宣長は、『萬葉集』の「麻之波」を、吝齋の意に解したれど、長寛元年の移點なる『大唐西域記』に、「内ユタカニ修外スホシ儉」と訓し、『名義抄』『字鏡集』等にも、「しわし」の語、曾て見えざれば、然か古き語には非るべしと思はる。

しわし(吝)

しわふるびいと

前篇にも擧げたる如く、本語は、古く『源氏物語』に見えたり。されど、榊の卷には、「しはふるひ人」明石の卷には、「しはふるひと」とありて、前後一致せず。賀茂真淵は、「しはふるひ人」明石の卷には、「しはふるひと」とありて、前後一致せず。賀茂真淵翁山岡俊明は、「しはふる人」とある方に據れり。されど、其は、自己の語原説に都合よろしきが故ならんのみ。榊の卷なるをも、一本には、「しはふる人」とあれば、その方正しきが如くなれど、明石の卷によりて、後人の改めたるやも測られざるなり。とにかく同語にして、かかる相違のあるべきにあらざれば、「ひ」の字の重なれるを、一字脱したるか、「ひ」の一字を、餘分に加へたるか、何れにしても、一方は、書寫の際の誤なるべし。かくて、いづれが正しきかといはんは、此の問題は、今もなほ容易に決しがたし。『頼政集』には、「しはふるひ人」とあり。「しはふるひ人」なる語、當時普通一般の口に存せしを、頼政の用ゐたるか。さらば、「しはふる人」と云はんは誤なり。然れども、本語が、當時既に、『源氏物語』に二様に傳へられ、意義また不明なるを、「柴振人」の意に解せるものあると、七言にて歌詞に都合のよきとより、「しはふる

ひ人の方を用ゐたりとせば、此の問題を解決する價值なきものといふべし。鎌倉時代の上期、素寂行阿の徒が、「柴振人」「皴古人」の舊説をあげて、いづれとも決せざりしにて推せば、頼政時代いな、それより以前に、本語は夙くその生命を失ひて不可解なる語なりしなるべし。『源氏物語』の外に、曾て散見せぬ語なるをも思ふべきなり。斯れば此の問題を明確に決せんには、原本に近き『源氏物語』の古本を得るか、或は、他に正確なる實例徵證の出づるにあらずば、不可能なりといふべし。

『萬葉集』に、

三島野乎曾我比爾見都追二上山登妣古要底久母我久理可氣理伊爾伎等
可弊理伎底之波夫禮都具禮。(一七、四五丁、ウ)

とあり。此の句は、大伴家持が飼養せる蒼鷹を、山田史君麻呂といふ老翁の、過ちて逸せしめたる時、老翁の語るを聞きて、家持の歌へるなり。この「之波夫禮」といふ語、いかなる意義の語なるべきか。他に用例なきを以て、明らかに知り難きを、普通には、「咳嗽」の意とし、老翁が憂愁のあまり、咽びつつしはぶくなり、と解けり。「シハブク」といふも古言なれば、さることなるべし。されど「しわがる」の條にいへ

るが如く、「シハブク」の「シハ」は名詞にて、咳嗽の義にはあらずやとも思ふよしなきにあらず。若し「シハ」が、咳嗽の意の名詞なりせば、「ブレ」は如何なる意の語なるべきか、解し難きなり。されば、「シハブレ」を咳嗽の意とせんは、容易に同意し難し。然れども、老翁の憂愁せる、ある状態をあらはせる語なるべきは疑なし。かくて、「シハブレ」は、下二段に活用せし語の如くなるが、後にその活用形變じて四段となるにはあらざるか。後世「タカリ」集と四段にいふを、『古事記』に「多加禮」とあると同じ類ならん。なほ、四段にも下二段にも生きて同意なる語は多かり。

さて、『源氏物語』櫛の卷なる、「しはふるひ人」の「ひ」は、衍字にして、その「しはふる」は『萬葉集』なる、「之波夫禮」の、四段に變じたるものの連體法にして、賤者の老衰して、憐むべき状態をあらはせる語には非ざるか。既に、『言海』にも、『萬葉集』なる、明石の卷なるを同語とせり。但し「咳」の義とせるは、前に述べたるが如くにて信じがたし。なほいはば『源氏物語』には、咳嗽を、「シハブク」といへること、諸所に多く見えたり。されば、明石の卷なるが、若し咳嗽の意ならば、他と同じく、「シハブク」といふべきなり。その「しはふる」といへるもの、必ず他の意ならざるべからず。故に、編者は、『源氏物語』なるが、『萬葉集』なると同語にて、「しはふる人」ならん

も、咳嗽の義にはあらしと主張するものなり。

しある (撓)

「シラル」(萎)と同語とする説有力なるが如し。然れども、本語は、萎るる意を含むことなきのみか、却て、弾力ありて屈折せぬ状態をあらはせば、「シラル」とは別語なるべしと思惟す。

しんぼう (辛抱)

實例いまだ見當らず。

しある (撓) しんぼう (辛抱)

すあい(牙僧)

「駟僧」の字音の轉訛といへり。されど、「スクワイ」なる語を、本邦の語彙中に認めざるは勿論、「駟僧」と書せるをもいまだ見出でず。されば、なほ、諾ひがたし。『言海』の説も附會とやいふべき。

すいき(萩)

實例いまだ見出でず。按ずるに、「すいき」は「髓莖」の略にして、その塊根の髓すなはち中心より出でたる莖の義ならん。「藁の髓」などもいへば、「ズキ」といふは、普通に行はれし語なるべし。なほ『玉塵』に、

凱風自南吹、彼棘心。人ノ心ノタノシミテ、怒ノヤム風カ南方ヨリキテ棘心

ヲ吹タソ。心ト云ハ棘ノ髓ナリ。此ハ七人ノ子ヲ棘ニタトエタソ。七人ノ子ノ中ノ心ソ。棘ハ荆棘ノイバラカラタチナリ。ヤシナイタテガタイ者ナリ。棘ノズイタマシイヲ吹テヤシナイナス心ソ。(二三、三三丁、オ) 留神ハ心ニズイニ入レテ物ヲアンシ學スルソ。(二四、一五丁、オ) 白イ懶ノカワウソノズイヲ、玉ト虎白トマセテ屑ニメツケタレハナヲツタソ。(三四、五九丁、オ)

とあり。さらば、本語の假名遣は「ズキキ」なり。とにかく、夢窓國師が「隨喜」によせたる歌あれば、首音の「ツ」ならざることとは明らかなり。

すおら (素襖)

一 スワウ

室町時代

すおら (素襖)

二二三七

『史記抄』

爲布衣時トハ、無名字ミシフキソ。青スワウアヲハカマノ時ソ。(一、五九丁、オ)

二二五〇

『節用集天正本』

素袍スワウ。(下、四一丁、ウ)

二二五七

『玉塵』

衣裳ヲタレテ、スワウアヲヒタ、レヲキテ、無爲无事ニシテ天下ヲサマツターン。

(六、三四丁、オ)

『節用集大槻本』

素袍スワウ。(一、五九丁、オ)

二、スハウ

室町時代

『節用集饅頭屋本』

素袍スワウ。(八、九丁、オ)

室町時代

二二五七

『節用集 易林本』

青襖スアウ 袖同 縗同。(下、五二丁、ウ)

按ずるに、「すおう」は室町幕府の常服にして、二一〇〇年頃よりの文獻に、その名見え、「素襖」「素袍」など書せり。さて『長祿二年以來申次記』(羣書類從、卷の四〇六、上)に、

出仕衆之事、各大きくち直垂、裏うちなり。但御部屋衆または節朔之衆、内には、檜葉などは、皆々こすあふにて出仕也。(九丁、ウ)
兩御所之御供衆、何も裏打也。走衆はこすあふ也。(一四丁、ウ)
武家衆、今日は小すあふ也。(一七丁、ウ)
今夕鬮的始在之。……何も小すあふ也。(四四丁、ウ)

『年中恒例記』に、

諸家透素襖著用之。七月晦日迄三ヶ月用之。本式は六月三十日ばかり

すおう(素襖)

也。すきすあふと申は越後布なり。(五月五日の條)

『深窓秘抄』(羣書類從、卷の一一九)に、

素襖、上下ト云。下部凡ノ用ル也。(七丁、オ)

とあれば、正しくは、「素襖」「スアウ」と書くべきなり。『大塔物語』(五丁、オ)には、「狂文、生襖」ともあり。「生」の字を用ゐたるは、その意「素」に同じ。さて上例に「すあふ」と書せるは、實は「すあう」の假名なり。その故は、「う」「ふ」の文字を混用せる時代なればなり。かくて、室町時代のものに「すわう」と書けるもの多し。此は「スアウ」の轉訛にて、「ス」の韻に化せられたるものなり。

さて、「素袍」と書し、「すはう」と書けるもの、また室町時代の記録類に多く見えたり。「素袍」の字を用ゐるに至れる理由は、明らかならざれど、「ツウ」「ハウ」の發音近似せると、「素襖」が、中士以下の正服にも用ゐられしより、彼の「位袍」に擬して、「袍」の字を書けるものならん。かくて「すはう」と書せるは、「素袍」を誤りて音讀せるにやとも思はるれど、猶然か斷じがたきが如し。その故は、『光源院御元服記』(羣書類從、卷の四〇四)に、

今日、定頼嫡子左京兆義賢、小素袍ニテ伺候。(三二丁、ウ)

御祝過テ、晴經、高保、植綱、元造朝臣、盛正、貞清、小スワウ被着之。(三四丁、ウ)

『大内問答』(羣書類従、卷の四一一)に、

素襖の紐を治候が可然候。(八丁、オ)

又、すわうぬきなと御座候得者、庭上にて、少かた〜より、すわうぬかれ候を、座の者など、罷下、かいしやく仕候。(九丁、オ)

素袍、肩衣などをぬきて、なけやられ候事は、あるましく候。(二二丁、ウ)

『御供古實』(羣書類従、卷の四一〇)に、

ゑほし素襖の時、長具足は、指て不被持候共にて候。(二四丁、ウ)

暮々、人の御内仁はゑほしすはうのとき、笠をはた、被持候か可然候。(二

六丁、ウ)

素袍の菊とちの事。(四一丁、ウ)

『三好筑前守義長朝臣亭御成之記』(羣書類従、卷の四〇九)に、

義長は、此間に、こすはう着用被替之間、庭上へ不被罷出。(三一丁、オ)

烏帽子すわうの衆卅人雖仰付、存分在之間、各不相殘、烏帽子すわうなり。(三

九丁、オ)

など、一書中に、「スワウ」・「素袍」、「スハウ」・「素襖」、「スワウ」・「スハウ」、「素襖」・「素袍」と混じたるがあればなり。但し、上にあげたる諸書は、いづれも原本にはあらず。後人の寫ししものなれば、寫手の疎漏なきを保し難し。然れども、その例一書に止らざれば、なほ後の誤とのみはいふべからず。按ずるに、「わ」「は」の文字を混用せる時代なれば、「すわう」を「すはう」とも書せるにて、「は」「は」はその字が示すところの音を有せるにはあらず。實は「わ」として用ゐたるものにて、前にいへる「すあふ」の假名遣と同類なるべし。さはいへ、「素襖」に「巡方」の字を宛てたるものあるを見れば、中には「素袍」を音讀して「スハウ」といひ、又しか書記せるものもありしならん。或は、「巡方」の字を宛つるは、石帶の「巡方」を、後世「スワウ」と轉訛せることのありて、此の字を借りたるにはあらかとも思惟す。此は、なほ考ふべきなり。

すじる(振)

スヂル

室町時代

『節用集 饅頭屋本』

斜喙スヂリユガム。(八九丁、ウ)

二二五七

『玉塵』

規ハ正圓ノ器ナリ。タ、シウ、ユカミスヂラヌマルイ器ナリ。(五五、三〇)

丁、オ)

散々ノ用ニタ、ヌ材木ノ心ソ。散ハ用ニタ、ヌホドニ、ステナゲチライ

タ心ソ。スチリコブリテ、スコシモノビテ長イ所モナイソ。(三二、三五丁、

オ)

錯ハマジワルトヨムソ。木ノフシム、カスチリモチリテ、アチコチユイ

キチカウターソ。(三一、六六丁、ウ)

驛々ハ、弓ヲコシラエト、ノエタソ。タメテツルヲカケタソ。翩、ヨクコ

マカニハツテ、ヲシツフンツメ、ユカミヲナイツスルソ。イル、心ノ如

クナソ。ナマト、ノエナレハ、ソリスチリモトルソ。(三九、一四丁、オ)

木ニ樗チヨト云アリ。ネヂリススヂリ、フシダラケデ、ミ山ノヲクニナン年ト云
トモナク、キラレイテ長イキノヲルソ。(四四、一丁、ウ)

按ずるに、名詞をラ行四段に活かして動詞となすこと多し。例へば、「哇ル」(曲)
「頸ル」(縊) 「雲ル」(曇) 「繪ル」(彫)の類なり。なほ、上に擧げたる『玉塵』に、「コブリ」「モ
ヂリ」とあるも、「瘤り」「線リ」にて同例なり。されば、谷川士清が、「筋より出でたる
俗語なるべし」といへるは、妥當の説といふべし。物の曲りくねりて、筋の如くな
る状態を表せる語としてその意もよく通じたり。『玉塵』は後世のものなれど、
ザ・ダ兩行音の別、なほ一般の語の上には存したるに、前掲の外、いづこにも「ヂ」との
み書したれば、とにかく「ジ」の假名ならざること疑なきなり。

すず (錫)
すず (篠)

すずしろ (春の七種の二)

すずな (春の七種の二)

「しじこらかす」病を癒し損ふの條に述べたるが如くなれば、いづれも「ズ」の假名なるべきなり。なほ見當りたる實例を次に擧げん。中に就いて、『年中行事』『平家物語』は、ザ・ダ兩行音の區別正しきもの。『拾芥抄』も據とするに足るべく、『史記抄』も、なほ、一般の語の上には、その別存したり。

一 スズ(錫)

室町時代

『史記抄』

錫ハ、青金トテナマリソ。此ニス、ト云モノソ。(八、二四丁、オ)
錫ハス、ト云モノソ。(二四、二九丁、オ)

すず(錫) すず(篠) すずしろ(春の七種の二) すずな(春の七種の二) 五〇九

すず(錫) すず(篠) すずしろ(春の七種の二) すずな(春の七種の二) 五一〇

『節用集饅頭屋本』

錫瓶。(八九丁、オ)

『國學院雜誌』(一九、二號)「言語の研究と古代の文化」と題する金澤博士の論說中に、スズは蒙古語の *ᠰᠢᠰᠢ* などと共に、梵の *śiṣṭi* から來たもので、その梵語も蒙古語も共に鉛の義である」と見えたり。参考のため附記す。

二 スズ(篠)

鎌倉時代

『平家物語延慶本』

シダギ木影ヲキリハラヒ、ス、ノ下道フミアケテ、奥院ヘソ參ラレケル。
(三本、五七丁、オ)

室町代

『節用集饅頭屋本』

篠。(八八丁、ウ)

三 スズシロ

鎌倉時代

『年中行事大炊御門本』

七種菜事

薺、紫萁、芹、菁、御形、須々代、佛座 俗名コカハラケ

南北朝時代

『拾芥抄故實叢書本』

須須之呂。(卷下、三五七頁)

室町時代

『倭漢朗詠集私注』

蕙心。スズシロ

なほ『色葉字類抄』(九、四九丁、ウ)にも「七種菜薺、紫萁ハコヘラ、菁アチナ、御形、と須々代之呂、佛坐、芹、注せり。

すす(錫) すす(篠) すすしろ(春の七種の一) すすな(春の七種の一) 五一二

ずだずだに(寸々)

『日本國現報善惡靈異記羣書類從本』(四四七、中、三三丁、オ)に、

一條然、二合、都太々々々。

『類聚名義抄觀智院本』に、

寸ツタ。(法下、七二丁、オ)

段ツタタキル。(僧中、三三丁、ウ)

『三寶繪』に、

一ノ大ナル蟹アリテ、蚶ツタトキリヲケリ。(中、三五丁、オ)

『日本書紀丹鶴叢書本』に、

拔テハカセル所帶トツカノ十握ツタ鈕ニキル寸ツルキ斬其蚶ツ。(一、四三丁、オ)

『字鏡集寛元本』に、

寸ツタ。(六、四七丁、オ)

『色葉字類抄』に、

寸ツタ。(四、八〇丁、オ)

『太平記鈔音義國文注釋全書本』に、

寸々ツタ〜。(三一三頁)

とあるのみならず。『玉塵』に、

魚肉ヲハウチャウメ、ツダ〜にキリクダクニタトエタソ。(一七、一二丁、

オ)

ツレモ庖丁^{ハウチャウ}メ、魚肉ヲキリサイテ、ツダ〜ニスルヲ屠ト云ソ。(一九、五九

丁、ウ)

とあるを見れば、平安朝の上期より室町時代の下期に至るまで、寸々を「ツダツダ」といひしこと明らかなり。その首音をも濁りたる實例は、いまだ見當らざれど、その尾音を清みて、首音を濁りたるは『釋日本紀國史大系本』(六一二頁)に、「寸^{ツタ〜ニキル}斬^{ノテロチ}」とあり。但し八四六頁には「寸^{ツタ〜ニキル}斬^{ノテロチ}其^{ニキル}虵^{ノテロチ}」と訓せり。

さて、『言海』の「ずたずた」の條に、「スタスタニ」を古言と注したり。されど、「スタスタニ」の語、古き文獻にあるを、いまだ見當らず。管見に入りしは、『遊仙窟慶安本』(五一丁、ウ)に、「寸^{スタ〜ニキラルトモ}斬^{ニキラルトモ}」とあるのみなり。『遊仙窟』の傍訓には、古語の存せるもの尠からざれば、「スタスタニ」も、また古語なるべきか。とにかく、サ・タ兩行音は、親

しき音なれば、「ツダツダ」を「スダスダ」ともいはるべき理なり。
かかれど、今は、一般に古くより用ゐたりと思はるる、「ツダツダ」の首音を濁りたるものとせんが穩かなるべし。

すなわち(即・則・乃)

一 シナハチ・スナハチ

平安朝時代

『雑論議』

乃シナハチ 是本因ナリ 初住ニハス 不得證スルコト 悉具サルカ 故非所指本因也。(第六紙)

『醫心方』

仍(一、二一丁、ウ) 輒(五、一六丁、オ) 登(九、二二丁、ウ) 便仍(一四、一四丁、ウ)
便即(一六、一四丁、オ) 則(一九、八丁、ウ) 即便(二〇、二一丁、ウ)

一六六三

一八〇五

一八三三

『大唐西域記』

いづれも「スナハチ」と訓せり。

スナハチ
故

鎌倉時代

『石清水文書』

一八八五

阿彌陀如來は、すなはちわが先祖武内大臣の御本地なり。(二、四九五頁、法印

宗清勸進帳)

一九一一

『類聚名義抄 觀智院本』

仍。(佛上、三丁、オ) 便。便即。(佛上、一五丁、ウ) 迺。(佛上、二四丁、ウ) 適。(佛上、二

五丁、ウ) 即。(佛上、四一丁、ウ) 曾。(佛中、五〇丁、ウ) 則。(佛下本、一〇丁、ウ) 登。

(法上、四八丁、オ) 載。(僧中、二〇丁、オ) 輒。(僧中、四八丁、オ) 乃。無乃。(僧下、五

四丁、ウ)

いづれも「スナハチ」と注せり。

一九三三

『三寶繪』

汝マヌカル、コトヲエシ。タ、カタク戒ヲウケヨト云テ、スナハチ三歸

すなわち(即・則・乃)

一九三八

『春秋經傳集解』

五戒ヲウケテ、女、歸ミチニシラヌヲキナアヒテ。(中、三四丁、ウ)
 モシカレヲウツハ、スナハチ我ヲウツナリ。モシカレヲノルハ、スナハチ
 我ヲノル也トノ給ヘリ。(下、五丁、ウ)
 辟支佛、スナハチ鉢ヲ出テ、砂ヲウケツ。(下、五八丁、オ)
 イマタ口ニイラヌニ、飯スナハチ火トナリ、スミトナリヌレハ、クフ事アタ
 ハス。(下、五八丁、オ)

無乃。

一九五二

『朗詠要集』

菓ハスナハチ上林苑ノタテマツルトコロ、フクメハラノツカラキエヌ。
 (二七丁、ウ)

一九六六

『日本書紀丹鶴叢書本』

廼スナハチ以天之瓊ヌ玉ヌ也ホコ矛指下而。此云奴(一、四丁、ウ)

一九六九

『平家物語延慶本』

シイテ、
原本のま。

仍武士乃スナハチ解群返。シイテ、チ(一本、七一丁、オ)

一九六九

『朗詠要抄』

西京ノ席門ハ、スナハチコレ陳亟相
セイケイノセキモンハ、スナハチコレ陳亟相
ミナミニノソメハ、スナハチ開路ノナガキアリ。

一九八一

『古文孝經孔氏傳』

每使者至魯輒以人事請索。(序、三丁、ウ)

若君父下敬其爲君父之道則臣子便可以忿之耶。(序、七丁、オ)

一九八八

『論語集解』

曾謂

室町時代

二一三七

『史記抄』

則見蚊龍於其上。(七、六丁、オ)

輒大讎。(七、九丁、オ)

一年シテ輒試ルソ。(一五、四丁、ウ)

二一六八

『塵袋』

スナハチ懷公ヲ高梁ト云フ所ニテコロシテ。(三、三九丁、ウ)

すなわち(即・則・乃)

すなわち(即・則・乃)

五一八

欲ノ字スナハチホル也。(一〇、二四丁、ウ)

『節用集 饅頭屋本』

即スナハチ。(九〇丁、オ)

時代不明

『日本書紀私記 藤波家本』

乃合須奈波知津止布。(四二丁、ウ)

『延喜式 雲州家本』

若有妄増物直不論陰贖登スナハチ時見決。(四二、一四丁、オ)

『字鏡集 寛元本』

曾ソウ。(一、一〇丁、ウ) 則ソク。(三、四七丁、オ) 便ベン。(三、五六丁、ウ) 仍テイ。(三、六五丁、オ) 輒テラ。

(五、三〇丁、ウ) 載サイ。(五、四三丁、オ) 迺タイ。(七、五丁、オ) 適テキ。(七、八丁、ウ) 登トウ。(七、二二丁、

オ) 即ソク。(七、二二丁、ウ) 乃ノ。(七、四六丁、オ)

いづれも「スナハチ」と注せり。

『伊呂波字類抄 十卷本』

即スナハチ。(一〇、七五丁、オ)

上期

鎌倉時代

二 スナワチ

『高野山文書』

すなわちこその八月にさくらる殿にて。(六、四六〇頁、阿氏河庄下村公文紀
光澄申狀案)

室町時代

二三五〇

『節用集天正本』

即スナワチ 則スナワチ 乃スナワチ 迺スナワチ (下、四二丁、オ)

二三五七

『玉塵』

八人ノ童子カ、スナワチ前ノ如ニ、老人ニナツタソ。(一、六六丁、ウ)
吾ハ今、スナワチ蜀ノフル里エ歸ラウズル支度ヲスルソ。(九、二丁、ウ)
ツルヲトスレハ、スナワチタヲル、ソ。射タヲサル、ソ。(三六、三二丁、ウ)

すなわち(即・則・乃)

以上、夥多の實例をあげたれど、いづれも、ハ・ワ兩行音の混同したる時代の文獻なれば、これに據りて、「スナハチ」を原音とは斷すること能はず。實例中の最古なる『雜論義』も、コトノコトハリ「无有是處」の如き誤あればなり。

按ずるに、『萬葉集』に、

霍公鳥鳴之登時君之家爾往跡追者將至鴨。(八、三〇丁、オ)
ホトトギスナキシスナハチキミガイニユケトオヒシハイタリケムカモ

『貫之集』に、

春たたんすなはちごとに、君がため千歳へぬべき若なりけり。(羣書類

從本、五六四頁)

『宇津保物語』に、

うまれおつるすなはち、女をのがぬののふところにいだきて、ははにおさ
くみせず。(俊蔭の卷三七丁、オ)

『落窪物語』に、

この少將出でぬるすなはち、北の方、おとどに申したまふ。(大成本、一、二四一

頁)

『とりかへばや』に、

『枕草子』に、

ほろくといとどなかるすなはち、右の大殿におはしたれば。(卷の二)

里にても、あくすなはち、これを大事にして見せにやる。(春曙抄本、四、二八丁、ウ)

『宇治拾遺物語』に、

かぶりせさすとして、よりて、馬ぞひのいはく、おち給すなはち、かぶりをたてまつらで、などかくよしなしごとは仰らるるぞととひければ。(國史大系本、二六四頁)

『古今著聞集』に、

めされにけるすなはち、まいりたるに。(史籍集覽本、二八五頁)

此の他、動詞・助動詞の連體形に屬せる例、なほ『増補雅言集覽』に、多く見えたり。また、『宇津保物語』に、

まろがこは、すなはちより、ふところこそ入るたれ。(國讓下の卷、三丁、ウ)

『榮花物語』に、

この東の對の宮をなん、さやうにとこそは、すなはちより、世には申すめれ。

(詳解本、一〇、六五頁)

『狹衣元和本』に、

わするるとなけれど、いとすなはちのやうなる心まどひは、おぼしのだめ
てありつるを。(二下、二〇丁、オ)

『史徴墨寶』に、

參上ノ即ハ、大聖文殊カラ有テ。(二編、一、後鳥羽天皇宸翰)

『色葉字類抄』に、

登時。スナハチノトキ(二、五五丁、オ)

『下學集元和本』に、

輒時。スナワチノトキ(上、一三丁、オ)

などあるを併はせて考ふれば、本語は、もと名詞なること明らかなり。それが轉じて、副詞に用ゐられしも、平安朝の文獻に見えて、古きことながら、後世まで、名詞としての用法の存せしこと、上に擧げたる例によりて知らるべし。さて、その意義の、「其ノ時」なるは、用例によりて知らるのみならず。『萬葉集』その他の古書に、「登時」と多く書したるを以ても明らかなり。「スグニ」「ソノママニ」等の意となり

て副詞に用ゐらるるも、此の意義の變轉とせば、容易に解することを得べし。

かくて、前篇にあげたる語原説を考ふるに、『訓點復古』の説の非なるは、いふまでもなし。「スナホ路」の説は、「直路」の義なりといふ「タツチニ」の語もあれば、一往は尤のやうなれど、本語は「其ノ時」の意の名詞なり。「スナホ路」がかかる意義を表さんこと疑はし。「ソノハテ」爲ノ後の轉といへるも、その意義に適せず。次に、「其程」の轉といへるは、その意義にも適ひ、また「ソノ」と「スナ」とを同語とせんこと、さる事なるのみならず、『雜論義』に「シナ」とあれば、「其ノ」の意とせんこと、仔細もなければ、「ハチ」が「ホド」の轉とは首肯し難し。斯れば、從來の語原説によりて、其の假名を定めんこと、また不可能なり。彼の『雜論義』には、「シナハチ」とあり。「シナハチ」は、「スナハチ」の轉にして、且つ一般に行はれざりし音なるか。或は「シナハチ」が、その原音なるか。それすら明らかに言ふあたはざれば、なほ正確なる實例のいづるを俟つの外なかるべし。ただ上掲の實例が示す如く、平安朝は勿論、鎌倉時代の字書にも、すべて「ハ」とあれば、「ワ」の假名にては、あらざるべしと思はるのみなり。

『類聚名義抄觀智院本』(法中、六五丁、ウ)に、「繩スナハチ」『字鏡集寛元本』(五、七〇丁、ウ)に、「繩シヨウ

スナハチ、」とあると、同語にやとも思ひたれど、彼の「スナハチ」は、「スナハ」即ち墨繩

なるべければ、なほ本語とは別なるが如し。

すもう(相撲)

一 スマウ

室町時代

二一三七

『史記抄』

後小松院ヤラウハ、力カツヨウテ、相撲ノ上手テヲイリアツタホトニ、……
…アラコモヲ布テ、イツモスマウ御トリアツタソ。(五、二三丁、オ)

『節用集 饅頭屋本』

相撲。(八八丁、ウ)

二 スマフ

室町時代

『節用集 易林本』

相撲。(下、五三丁、ウ)

天門冬。(下、五二丁、ウ)

白慈草。(下、五三丁、オ)

上の實例、いづれも、「フ」「ウ」の文字を混用せる時代の文獻に見えたるなれば、證とはなしがたし。次に、前篇に挙げたる學説は、これを別ちて二とす。一は、終止形・連體形の居體言となれるにて、「スマフ」なりと、二は、「スマヒ」の音便にて、「スマウ」なりと。

按ずるに、ハ行活の動詞の連用形の語尾「ヒ」が、助動詞に接する場合に、「言ウテ」「拂ウタリ」など、「ウ」に變化するは疑なし。されど、其の名詞法の尾音が、「ウ」に轉ずる確かなる證左は、いまだ、これを見當らざるなり。次に、動詞が、連用形以外に居體言となれる例、いかんといふに、人名に「キノフ」(競)、「ワタル」(渡)、「ノボル」(登)などいふは擧ぐるに違あらず。また、「ヤソタケル」(八十梟帥)、「ムスブノカミ」(結神)、「ソホツ」(案山子)さては、鎌倉時代の文獻なる、『古文尙書豊宮崎文庫本』に、「孳尾」(コチモヒシツルフス)ともあり。されば「スマフ」なりとの説は、據るところなきにあらず。

なほ、『醫心方』に、

「水濁則魚瘦氣昏則人疾」(二七、一七丁、オ)

『類聚名義抄觀智院本』に、

痒病フスマ 疾ヤマヒ。(法下、五七丁、オ)

などあるを思ふべし。此の「ヤマフ」「ヤマウ」も、ハ行四段活用の終止形、若しくは連體形の居體言となれるに相違なし。『醫心方』には、「ウ」「フ」の文字を混用せることと「向暮」(一四、五五丁、オ)とあるを以て明らかかなり。されば、「ヤマフ」と記せりとして、その發音が「フ」なりしとは斷言すること能はず。されど、その原音が、必ず「ヤマフ」にして、「ヤマウ」にあらざるべきは、同じ形式なる、彼の『古文尙書』の「ツルブス」の語によりて明らかかなり。「やもう」の居體言が「ヤマフ」なる上は、同じハ行四段活動詞の「すもう」の居體言の、また「スマウ」にあらざること、推知せらるべきなり。但し、「スマフ」の「フ」が、後にその子音を失ひて、「スマウ」ともなれるは、いふを要せず。『字鏡集寛元本』(五、九丁)に、「病ウヤマ」とあるは、即ち「フ」の轉なり。かかれば、編者は「スマフ」なりとの説に左袒し、而して、奈良朝時代に、終止形を以て準體言となせる例の多きに徴して、本語また、その終止形が、體言の如く用ゐられしに起因せる用法なりと

思惟するものなり。

ずわえ(楚)

一 スハヘ・スワエ・スハエ

鎌倉時代

一九二

『類聚名義抄観智院本』

栴スハ。(佛下本、五二丁、ウ)

楚スハ。(佛下本、六三丁、ウ)

椴スワ。(佛下本、四七丁、カ)

蔓荆スハ。(僧上、七丁、ウ)

二 スハヘ・スハエ

時代不明

ずわえ(楚)

『字鏡集寛元本』

櫛シヤク。(二、一ニ丁、ウ)

種スイ。(二、二一丁、ウ)

楚シヨ。(二、二四丁、オ)

捶シ。(四、三八丁、オ)

批シ。

(四、四四丁、ウ)

以上「スハ」と注せり。

夔ソウスハ。(二、四〇丁、ウ)

夔ソウスハ。(二、四九丁、オ)

三 スワヘ

鎌倉時代

一九六九

『平家物語延慶本』

白キ淨衣ニ、立烏帽子キタル老翁六人、梅ノスワヘニ付タル卷數ヲ各サ、ケテ。(三末、一八丁、オ)

七條朱雀ヨリ御車ヲ遣歸シ、一スワヘアテタリケレハ、究竟ノ牛ニテハアリケリ。飛カ如ニシテ、朱雀ヲ上ニ還御ナリニケリ。(三末、七四丁、オ)

牛ハ聞ユル小アメナリ。逸物ノ此二三年スヘカウタルカ、門出ヲ一スワヘアテタラムニ、ナシカハト、コヲルヘキ。(四、二七丁、オ)

二二五七

室町時代

四 又ハエ

『節用集易林本』

氣條スハエ 楮同 楚同 標同。(下、五三丁、オ)

時代不明

『伊呂波字類抄十卷本』

楮スハエ 楚同。(一〇、六四丁、ウ)

二二三七

室町時代

五 スワイ

『史記抄』

朴ホクハ、木ノスワイテスルソ。人ニ物ヲ教ルムチソ。(二、二一丁、ウ)

荆ハ、荆楚トテ、薪ノ中ノ長イスワイソ。鞭ノ事ソ。(一一、三一丁、ウ)

『節用集天正本』

二二五〇

すわえ(楚)

標^{スワイ} (下、四一丁、オ)

二二五七

『玉塵』

天下ノ大カネヲツ、テモ、ソレヲツクニ、草ノクキカホソイ木ノスワイ
ナトテツカハ、カネノ本ノ聲ハテマイソ。(五、一四丁、オ)

楚ハ、木ノホソイスワイソ。(二一、九〇丁、ウ)

荆モ楚モ木ノスワイソ。多イ木ノ中カラ、スワイノヌケテタヲ楚ト云ソ。

(三一、二一丁、ウ)

『節用集大槻本』

標^{スワイ} 楚。(一五八丁、オ)

六 スハイ

室町時代

『節用集饅頭屋本』

標^{スハイ} (八八丁、ウ)

按ずるに、『倭名抄』なる魚條の注「須波夜利」を「スハエワリ」の急呼とし、本語の假名を「スハエ」なりとする説は、妥當なりといふべし。

『延喜式 雲州家本』に、「鯛スハエ楚割ハリ」(五、一九丁、ウ)「雜魚ツツ楚割ワリ」「鯛スハエ抹割ワリ」(二四、六丁、オ)とあり。後世「そわり」とのみ云ふを以て、「楚割」の音讀と思へど、斯く「スハリ」「スワリ」とも訓せれば、何れも「スハヤリ」の轉訛にして、「楚割」「抹割」の「魚條」と同物なること疑なきなり。

次に、「魚條」が、魚肉を細長く割きて干したるものなることは、『江家次第』(一七、三四丁、オ)に、「饗スハエ二十四前毎前干物二種干鳥」とあると、上に擧げたる如く、『延喜式』に、「抹割」と書せるとに據りて明らかなり。斯くの如く、「すはやり」は、細長く割きたる魚肉の干したるものなれば、その状「すわえ」に似たりといふべく、隨て「スハヤリ」を「スハエワリ」の急呼となし、「楚割」と書せる字義の如しとせんは、信に然るべきなり。

なほ、本語の假名の「スハエ」なるべき傍證ともいふべきは、『新撰字鏡 天治本』(七、九丁、ウ)に、「楷胡古文、木、中矢奈波江也。」とある「奈波江」の語なりとす。其の故は、『夫木集』に、「とびのゐるるぐひの柳なばえしてめぐみにけりな春をわすれず」「春雨はいやふ

胡古文、
原本のま
ま。文は
反の誤な
るべし。

りにけり河邊なるるぐひの柳なばえするまで」とあると、楷が、荆に似て赤く、莖は著に似たる木の名なるとを併はせ考ふるに「なばえ」は、即ち槩にして、樹の株より生ずる一種の細長き芽なり。かくて、『本草和名』(上、四四丁、ウ)に、「鹿藿陶景注云、葛根之苗、又云鹿藿一名鹿豆蘇敬注云、微有豆氣故名之……和名、久須加都良乃波衣」とありて、草木の初生即ち苗を「ハエ」といふは古言なれば、「なばえ」の「ハエ」また同語なるべし。さて「ずわえ」も、「梅のずわえ」などいひて、その枝幹より生ずるをいふは、後の稱にして、初は、樹の伐り株より生ずる「ひこばえ」の、鞭の如きものをいへるなるべし。然らば、「ずわえ」の原音は「スバエ」にして、その「ハエ」は苗の義、「ナバエ」の別は「スバエ」は、その細長く直き點にあるべしと云ふことを得べければなり。

ずんぎり(寸切)

ツンギリ・ツギリ

室町時代

『節用集 饅頭屋本』

頭切ヅギリ。(三六丁、オ)

『節用集 大槻本』

頭切ヅギリ又茶器也、又筒切也、(六九丁、オ)

『節用集 天正本』

頭切ヅギリ又茶器也、又筒切也、(上、三四丁、ウ)

『節用集 易林本』

直截ヅンギリ。(上、五三丁、オ)

三三〇

なほ『新撰類聚往來』(中、四〇丁、ウ)に、「百切ツンキリ切又」『類集文字抄 續羣書類 從本』(二二丁、オ)に、「頭切ツンキリ通剪」『下學集 元和本』(下、一九丁、オ)に、「頭切ツンキリ」とあり。「ヅン」はその「筒切」と書せるによらば、『略韻』(二丁、ウ)に、「筒ツン竹ツ、又詩ツ、連ツ、書ツ、筆ツ、鄉ツとある如く、「筒」の字の唐音ならん。その「頭切」とあるに従はば、『醫心方』(二二、二五丁、オ)に、「取淡竹斷頭ツムヘン燒中央以器承取汁」とある「ツム」と同語ならんか。或は、『史記抄』(二、二丁、オ)に、「殊ハ絶

ずんぎり(寸切)

ノ心ソ。木ヤナントラ、ツン・トキツタリナントシタヲ云ソ。」とある「ツン」の意にてもと形容語なるべきか。以上は「ヅンギリ」とあるを、原音としての考なれど、若し「ヅギリ」とあるが原音なりせば、「頭切」の音讀なりともいふを得べし。とにかくに、本語は、茶器の名以外に、動詞として用ゐられたる例をも、また名詞として用ゐられたる例をも、未だ見出でざれば、その意義明らかならざれど、上に挙げたる實例、いづれも「ヅ」の假名なれば、これに従ふべきなり。ザダ兩行音の別、一般には、なほ存せる時代の文獻なればなり。

ずんばい (飄石)

『節用集易林本』(上、五三丁、オ)に「時石」^{ツンバイ}、『平他字類抄續羣書類従本』(上、一九丁、オ)に「磬^{ハツム}」とあり。二書ともに、全體を通じて、ザダ兩行音の別あれば、本語の假名、また「ヅ」なるべきなり。

せがい(柩)

セガヒ

鎌倉時代

一九六九

『平家物語延慶本』

船モ所無テ、馬立ヘクモナカリケレハ、中納言、セカヒニ乗移テ、馬ノ頸ヲイソヘ引向テ、一鞭アテ給タリケレハ。(五本、七〇丁、ウ)

敵ヲハ、船ノセカヒニ押當テ、頸ヲカヒ切テ取ニケリ。(五末、六二丁、オ)

女房ノ、柳裏ニ紅ノ袴キタルカ、皆紅ノ扇ノ、月出シタルヲハサミテ、船ノ舳ニ立テ、是ヲ射ヨトオホシクテ、源氏ノ方ヲ招テ、持タル扇指ヲサシテ、扇ヲセカヒニ立テ入ニケリ。(六本、一八丁、オ)

年五十余リナル武者ノ、黒革威ノ鎧キテ、大擲刀持タルカ、扇立ツルセカヒノ上ニテ舞ケリ。(六本、二〇丁、オ)

上の實例「セガヒ」とあれど、『平家物語』は、「イ」「ヒ」の文字を混用したること、第二に擧げたる例に「カヒ切テ」とあるにても明らかならば、據とするに足らず。『節用集饅頭屋本』(八六丁、ウ)に、「セガイノカウロ春械香爐」とある、「春械」また同語なるべけれど、正字とは思はれず。

さて「せがい」については、假名遣の不明なるのみか。その構造はもとより、船のいづれをいふ稱なるかも判然せざるなり。但し、從來「船棚」と同じとせるは、眞なるが如し。かくて、「船棚」の構造についても、船の左右の棚とのみ説けるやうにて、明らかならず。按ずるに、『顯昭古今和歌註』に、『古今集』第十四なる、「堀江こぐ棚なし小舟こぎかへり同じ人にや戀ひわたりなむ」の歌を註して、

教長卿云、タナ、シヲフネトイフハ、セバキトコロニコギイレムトテ、フナ
ダナトイフモノヲトリステタルナリ。

今案ニ、トリスステネド、モトヨリチヒサキフネニハ、フナダナノナキナリ。
萬葉ニハ棚無小船トカケリ。

とあり。これを以て考ふるに、「船棚」とは、船の左右兩舷に沿ひて、その外側に設けたる棚にて、やや廣きものなることは明らかなり。而してその用は、『萬葉集』(一

七、二〇丁、オ)に、「奈吳能安麻能都里須流布禰波伊麻許曾婆敷奈太那宇知底安倍底
許藝泥米」とあるによるに、主として、水手の櫓權をあやつるにあり。さて前篇な
る『船用集』『花鳥餘情』によるに、「せがい」また船の左右にありて櫓權を押す處な
り。而して、『宇都保物語』『狹衣』『源平盛衰記』および上に引ける『平家物語』
等に見えたる「せがい」のさま、これを「船棚」と一にせんに、違ふところなし。されば、
「せがい」と「船棚」とは、同じ物なること、蓋し疑なかるべし。但し、「船棚」を「せがい」とも
いふは、如何なる故なるか。未だこれを詳かにせず。「せがい」を舊説の如く、「背權」
とせば、もと、艫等にてあやつる小舟の權に對しての稱なるが、其を扱ふところの
名に轉せるものとせざるべからず。「せがい」が、櫓權をあやつる處なることは、上
に述べたるが如くなれば、その稱の「權」と關係ありとせんこと然るべけれど、なほ
「背權」なる權の名について疑を懐くものなり。

せんまい (薇・螺旋) そろぞろし (寂寥)

ぜんまい (薇・螺旋)

室町時代

『節用集 饅頭屋本』

前麻伊ゼンマイ。(八六丁、オ、草木部)

そろぞろし (寂寥)

『河海抄』(桐壺の卷)に引きたる『延喜御記』に、

御馬等好平御厩爾不侍天波左宇々々シク可有爾因天奈卒奉入留

とあれば、其の假名遣は、既に定りたり。按ずるに、『新撰字鏡 天治本』に、

嘍囉平獨坐不樂良須加奈志、(一、二、二、四丁、オ)

とあり。されば、本語は「佐久」の疊語「サクサクシ」の轉音なること論なし。『字鏡集
寛元本』(六、二六丁、オ)に、「默^{ホク}ササウ」とあるは、「ウ」の字を脱したるか。『色葉字類抄』にも
「寂^{サウ}サウ」(八、五九丁、オ) 「寂^{サウ}寞^{サシ}」(八、六二丁、オ)とあれば、後には、略して唱へしにもあるべ
し。

さて、「サクサクシ」は、漢字の音讀に相違なし。契沖が、本語を「サビサビシ」の轉と
いへるに、一般の學者は依れるを、伊勢貞丈・山岡俊明『俚言集覽』愚案等が、字音と
せるは、卓見なり。但し、「蕭條」「蕭々」の説は當らず。「寂々」の轉聲なるべしとい
へるや穩かなるべき。平安朝時代には、漢字の拗音を直音に轉じいふ例あれば、
「寂々」の「サク〜」と轉せんこと、理りなきにあらざればなり。

そうぞうし(騒)

「騒々」の疊語は、『禮記』にも出でたれば、その音讀なるべきかとも思へど、『節用

集饅頭屋本(三四丁、ウ)に、「忿々」とあれば、かの急がしき意騒がしき意の語として、古くより普く用ゐらるる「忿々」の形容詞となれるものなるべし。「サウ」「ソウ」の類、「ウ」を伴へるア・オ兩列音の別は、今古の末まで、なほ一般の語の上には存したりと思はるれば、若し「騒」の音讀ならんには、「忿」の字を書くまじければなり。『言海』に、「サワ〜シ」の音便ならんといへど、「サワ〜シ」といふ語、いまだ管見に觸れず。

そらどく(騒)

實例、見當らず。鈴木胤が、「大ドク」を證として、「騒ドク」なりといへど信じがたし。「オホドク」は、「オホロカ」の轉音なる「オホドカ」といふ副詞を、動詞に變化せるにて、名詞なる「装束」「料理」を、動詞化せると同類なり。されば、「サウドカ」といふ副詞のありてこそ然かいふべきなれ。或は、「オホドク」といふ語が、一動詞と化して、使用の久しき結果、「ドク」は、おのづから一種の接尾語視せられて、斯く「騒」の語に接したる

にやとも思へど、他に「ドク」が接尾語として用ゐられたる例もなければ、なほ従ひがたし。「騒動」の動詞化したるなりといふ説、さもあるべし。語原は、とにかく、行阿の『假名文字遣』の一本に、「さうどきて、旦□」とあるよし『語學叢書』(七六頁)に見え、また『河海抄』に、「早速」と解せるによるに、「サウ」の音なりしこと明らかなりといふべし。

そえに(故)

一 ソエニ

平安朝時代

『法華文句』

須ソエニ

『金光明最勝王經』

上期

上期

そえに(故)

そえに(故)

五四二

一五一八

『大智度論』

所以。

一五五六

『蘇悉地羯羅經略疏』

故。

一六六二

『法華義疏』

名攝。

二ソヘニ

平安朝時代

一七五九

『將門記』

所以集群眾而。(三九丁、ウ)

一七八二

『妙法蓮華經玄贊』

所。

一八二三

『大唐西域記』

所以^{ソユエ}

『俱舍論頌疏』

故^{ソヘニ}

『權中納言敦忠集』

今日^{キョウジツ}そへにくれさらめやはとおもへともたへぬは人のこゝろなりけり。
(一丁、オ)

鎌倉時代

『類聚名義抄觀智院本』

故^{ユヘニ、カルクユヘニ} (僧中、二七丁、ウ)

時代不明

『字鏡集寛元本』

故^{ソユヘニ} (六、二九丁、ウ)

按ずるに、本語の原音が「ソユエ」なること、意義の「此ノ故ニ」なることは、上の實例によりて明らかなり。前篇にあげたる如く、本語の意義については、その實例の

そえに(故)

乏しかりしたため、附會の説もありしが、古く『和歌色葉集』(巻の下)に、彼の『古今集』なるを解して、「そへには、此ゆるると云也。此故とはさればと云也」といひ、『詞顯抄國語研究室本』(二一丁、オ)にも、「そへにはこの故になり」と釋せり。但し後には、その意義擴大せられて、伴蒿蹊のいへるが如く、「イカニモ」「イフニヤ及ブ」などの意をあらはす語となりたり。『平家物語延慶本』(四、四八丁、ウ)に、「知康、サラハ歸ラムト云ケレハ、木曾、ソヘニ、歸ラテハ何事ヲシ給ヘキソト、アラ、カニ云ケレハ」とあるが如し。

そばえる(戯)

ソバフル

南北朝時代

『遊仙窟』

饒劇。
ソハフル

按ずるに、『落窪物語』に、

おとど、おとごにてかなしうし給へば、驕りありかんとおもふにこそあら
め、はやうあけさせ給へとの給へど、いみじくの給ひて、今しばしありて、開
けん序にとの給ふに、おそばへて、あれおしこぼちてんと腹立ちののしれ
ば。(大成本、一、一五九頁)

とあり。父中納言の、やさしき詞に、三郎のあまへて、北の方の不實を恨み怒れる
文なり。『言靈』(九、二九丁)に、此の文と、彼の『萬葉集』(一三、六丁、ウ)なる「伊蘇婆比座與
伊加流我等此米登」との句をあげて、
イカ^カル^ガトシ^メト

伊ヲハブケバソバヒ也。孝云オトイト通フ。オソハヒイソハヒ同語也。
と注し、中村秋香の『落窪物語大成』(一、一六二頁)にも、

おそばへて、そばえてといふに同じ。アマタレソバユル也。おは軽くそ
へていふ辭。万十三に、いそばひとあるいと同じ。今俗にソバユルとい
へり。

と解せり。「おそばえ」といふ語は、『今昔物語丹鶴叢書本』にも見えて、

此ノ國ニ安義ノ橋ト云フ橋ハ古ヘハ人行ケルヲ何ニ云ヒ傳タルニカ、今ハ、行ク人不過スト云ヒ出テ、人行ク事无シナト一人カ云ケレハ、オソハエタル者ノ、口聞キ鑿々シク、然ル方ニ思エ有ケル者ノ云ク。(二七、一八丁、ウ)とあり。

按ずるに、『萬葉集』の「イソバヒ」は、「戯遊」の意なること、一首の趣にて明らかなるに、『落窪物語』なる「おそばえて」、また、その父に戯るるが如くあまへかかる意、『今昔物語』なるも、今の俗言に「へうきんもの」といふが如き意にて、よく聞えたれば、その同語なること、蓋し疑なからん。或は「おそばえ」は、ハ行下二段に活用せる語、かの「イソバヒ」とは、活用形異れば、同語にあらずといふ人あらんか。然れども、ハ行四段活用の下二段活用に變ずる例は、あまたあれば、怪しむべきにあらざるなり。而して本語が、「オソバフ」の略、「ソバフ」なるべきこと、また論なからん。但し、「イソバヒ」は、「イソブ」といふ動詞を、更にハ行四段に活したるものの如くにて、その「イソブ」は、未だ用例を見ざれど、「アソブ」(遊)とも同語なるべく思はるれば、「イソバフ」「オソバフ」の「イ」「オ」は、共に、輕き接頭語の類にはあらざらんと思惟す。

そ
あ(唄)

一
ソ
ワ

鎌倉時代

一九六九

『平家物語延慶本』

山ノソワヲ下リニ、大道マテ、三段計ソコロヒタル。(二末、五九丁、ウ)

二二五七

『玉塵』

ヨイ足ノハヤイ馬ニノレハ、ヲツルトアリ。ワルイカケソワデ、ヲチテハ身ヲ失ソ。(一九、三一丁、オ)

二
ソ
ハ

室町時代

『節用集饅頭屋本』

廩山。(三三丁、ウ)

そわ(唄)

時代不明

『字鏡集寛元本』

岨ソハマノ。(一、四〇丁、ウ)

三 ソワ・ソハ

室町時代

『節用集大槻本』

岨ソワ。(六五丁、オ)

按ずるに、『高野山文書』(三、五一八頁、阿闍梨玄順田地去文。弘安二年)に、

合壹段參百參十步者高野山領荒川庄近
遠村字大垣内楠田

四至限東時弘作
限西ソハ道
限南ソハ道
限北秋野河

とある「ソハ道」も岨道なるべし。然れども、いづれも後世のものにして證とするに足らず。「傍側」の意なりといへども、「そわ」とは嶮岨に名けられたる稱なり。而して、山の傍側必ずしも嶮岨に限らざれば、此の説は、なほ首肯しがたし。また「背

端の説の信じがたきは、いふまでもなからん。或は、『萬葉集』に、「伊香保呂能蘇比乃波里波良」とある、「蘇比」を「岨」なりと解すれども、此は「傍側」の意とせんが、「波里波良」にも適せりといふべし。そもそも、本語は、『類聚名義抄』にも記載なし。されば、然か古き語にはあらざらんか。

そんじよう

ソンジヤウ

室町時代

二一三七

『史記抄』

九十餘ノ老人ニムケテ、アレノヲウチコト、マイリヤウテ、游テ、ソ●ン●チ●ヤ●ウ●ソ●コ●テ、弓ヲ射テサタシナント、アリ／＼ト云ソ。(九、三丁、ウ)
人ノ前テ、大人ヲホメテ、ソ●ン●チ●ヤ●ウ●ソ●レ●ハ、カ、ルヨイ人チャト云ハ、サラ

そんじよう

五四九

ウニハ、我ヲハヲカシケナ者ト思テ、我ヲ間ト思フソ。(一〇、一三丁、ウ)
人君ノ、ケナケフリヲシテスル事ヲ、アノ氣ニチカウヤウニ、ソ●ン●チ●ヤ●ウ●ソ●
レカキタラハ、ナントサシマウソナント、敵ニナル様ニ云テハ何用ソ。

(二〇、一三丁、ウ)

上ノ、是議カヨイトヲセラルレハ、此議ヲハ、ソ●ン●チ●ヤ●ウ●ソ●レ●カ●爲●臣●ハ●カ●リ●
テ申シタ議テサフト申スソ。(一五、三〇丁、ウ)

ソ●ン●チ●ヤ●ウ●ソ●レ●ハ●校●尉●ト●ナ●レ●、ソ●ン●チ●ヤ●ウ●ソ●レ●ハ●候●ト●ナ●レ●、誰●某●ハ●司●馬●ト●
ナレトテ、部分ノ、ワケ定ムルヲ部署ト云ソ。(六、三丁、オ)

上に擧ぐるところの實例、および他の用例を按ずるに、本語は必ず、「ソレ」「タレ」
「メコ」等の代名詞を伴ふを常とす。その「そん」は、「ソレ」の轉音にて、「某」の字の意、若し
くは「其」の轉なるべけれど、「じよう」の意義、假名遣に至りては、明らかならず。但
し『史記抄』は、ザダ兩行音、および拗長音の別、なほ一般の語の上には存したれば、
據とするに足るべきなり。